

全建事発第61号

平成24年9月10日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会 長 浅 沼 健 一

[公 印 省 略]

平成24年度「住生活月間」の実施について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国民の住意識の向上とゆとりある住生活の実現に資することを目的として、平成元年から建設省の主唱により「住宅月間」が実施されてきたところですが、先般の「住生活基本法」の制定及び「住生活基本計画（全国計画）」の策定の趣旨を踏まえ、平成19年度から「住宅月間」を「住生活月間」に改められました。

また、昨年3月15日には、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする新たな「住生活基本計画（全国計画）」を閣議決定したところであり、今後は、本計画に基づき、関係省庁が連携・協力して住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

つきましては、貴会会員に別添実施要綱のとおり「住生活月間」を実施することとされていることから、本月間の趣旨をご理解して頂き、行事の実施等について格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具